

災害時における物資の供給に関する協定書

浦添市（以下「甲」という。）と株式会社 野嵩商会（以下「乙」という。）は次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）により、社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、甲は乙から物資の供給を受けて被災者に対して、より速やかにかつ円滑に当該物資を供給できるようにすることを目的とする。

（物資の供給）

- 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急時に物資の供給が必要となった場合は、品目、数量、納入場所、納期等を明示した災害時における物資の供給協力要請書（様式第1号）で、物資の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。
- 3 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認した上で、災害時における物資の供給協力確認受領書（様式第2号）を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は口頭で確認し、事後速やかに甲は乙に文書により交付するものとする

（物資の種類）

第3条 乙が甲に供給する物資の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧品
- （2）生活用品
- （3）その他甲が指定する物資

（物資の価格）

第4条 乙が甲に物資の供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、物資の引き渡しが完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(改正又は廃止)

第6条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3か月前までに相手側に通告しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 19 年 7 月 25 日

甲 浦 添 市

浦 添 市 長 儀 間 光 男 印

乙 株式会社 野嵩商会

代表取締役社長 仲 村 喜 明 印